

本人確認書類のご提示等に関するお願い

当金庫では次のお取引時には、窓口で以下に記載の本人確認書類原本をご提示いただくことにより、ご本人様の確認をさせていただいております。

また、ご職業や取引を行う目的等についてもご申告により確認させていただいております。

つきましては、その際にご提示いただきました本人確認書類の内容について、法律に基づき金融機関に義務付けられた記録・保存のため、コピーまたは転記させていただきますのでご了承ください。

◆ 個人のお客様で当金庫で初めて普通預金を開設される場合

ご 留 意 事 項

◆ 当金庫ではマネー・ローンダリング防止の観点より、ご本人様の確認につきましては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)を踏まえ、当金庫が必要と判断する方法により実施させていただいております。

◆ ご本人様以外の方が代理人として口座開設などにご来店された場合には、口座名義人と代理人の双方のご本人様の確認と、続柄・関係の確認をさせていただきます。

◆ ご本人様になりすまして取引を行ったり、虚偽の氏名、住所、生年月日を申告することは、犯罪収益移転防止法により禁じられています。

◆ ご本人様であることを確認できない場合には、お取引をお受けできないことがあります。

★ 個人のお客様

イ. いずれか1点

- 運転免許証
- 運転経歴証明書
(平成24年4月1日以降交付のもの)
- 旅券(パスポート)
(令和2年2月3日以前に発行されたもの)
- 個人番号カード(注③)
- 身体障害者手帳
- 戦傷病者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳(注③)
- 療育手帳
- 在留カード(注③)
- 特別永住者証明書(注③)
- その他 官公庁から発行・発給された書類(顔写真付き)

(例) 小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅建建物取引主任者証、電気工事士免状、耐空検査員の証、教習資格認定証など

(注)

- ① 口. のうち1点は必ずA書類としてください。
- ② A書類のいずれか1点と、犯罪収益移転防止法に定める補完書類(公共料金領収書、国税又は地方税の領収書又は納税証明書、社会保険料の領収証書)(氏名、住所の記載のあるもの)でも結構です。
- ③ 顔写真がない場合は、「いずれか2点」の「A書類」となります。

ロ. いずれか2点

A書類

- 旅券(パスポート)
(令和2年2月4日以降に発行されたもの)
- 各種保険被保険者証(令和7年12月1日まで)
- 各種保険資格確認書
- 後期高齢者医療被保険者証
- 健康保険日雇特例被保険者手帳
- 国家公務員共済組合の組合員証
- 地方公務員共済組合の組合員証
- 私立学校教職員共済制度の加入者証
- 国民年金手帳
- 児童扶養手当証書
- 母子健康手帳

B書類

- 印鑑登録証明書
- 戸籍謄本・抄本(戸籍の附票の写しが添付されているもの)
- 住民票の写し
- 住民票の記載事項証明書
- その他 官公庁から発行・発給された書類